

【予算関連】

問1 子育て応援特別手当事務取扱交付金の基本的な考え方如何。

(答)

子育て応援特別手当の実施に係る事務費については、必要な経費は全額国費で措置することを原則とし、交付要綱において必要と考えられる一般的な経費を定めたところです。

ただし、住民基本台帳システム等の改修経費については、定額給付金事務費補助金に一括計上されておりますので、定額給付金事務費補助金交付要綱に基づき、対象経費を支弁していただくようお願いします。

問2 地方公共団体職員の人件費は補助対象となるのか。

(答)

人件費についても、子育て応援特別手当の実施により必要となる時間外勤務手当については、国庫補助の対象となります。

また、臨時職員の賃金についても、対象となります。

ただし、一般職員の本給については、本事業の実施により追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象とはなりません。

問3 子育て応援特別手当担当課を設置し、他の部局から職員を異動させて専任職員として配置した場合でも本給は対象とならないのか。

(答)

このような場合であっても、本給については、追加で必要となるものではないことから、国庫補助の対象となりません。

しかし、専任職員の異動元の課等において、実員減により増加した超過勤務手当については、関連性の説明ができる範囲を子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象として差し支えありません。

問4 任期付任用職員の給与は補助対象となるのか。

(答)

子育て応援特別手当事務に従事するために任用した任期付職員及び定年退職者等の再任用職員であれば、国庫補助の対象となり得ます。

問5 雇用対策として多数の臨時職員を雇用することは可能か。

(答)

臨時職員の雇用に伴う賃金については、子育て応援特別手当の事務に係るものであれば国庫補助対象となります。

ただし、本事業に限ったことではありませんが、臨時職員を子育て応援特別手当以外の業務に従事させている場合には、国庫補助対象外となる場合があるのでご注意ください。

(補助金をその他の目的に使用することは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第11条第1項」により認められていません。)

問6 子育て応援特別手当に係る事務委託において、当該委託料に含まれる人件費見合いの額について補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

問7 支給の方法は、口座への振込が原則であるが、例外的に生じる隔地払い等における支給方法として、小切手、郵便為替払出証書の方法が考えられるが、その際に生じる手数料は補助の対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

なお、金融機関における処理の問題があるため、金融機関側と予め十分にご協議下さい。

問8 申請書の印刷や封入封緘等に係る外部委託経費は、補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象として差し支えありません。

問9 備品購入費は補助対象となるのか。

(答)

国庫補助の対象外です。子育て応援特別手当事業は事業期間が短いため、必要な備品については、購入するのではなく、リース等でご対応ください。

問10 市町村における子育て応援特別手当関係の補正予算を審議するための臨時議会に要する経費は、子育て応援特別手当事務取扱交付金の対象となるか。

(答)

子育て応援特別手当の支給との関連性が合理的に説明できる範囲で対象となります。

問11 申請書を申請・受給者に郵便で送付する際に、簡易書留で行うことは可能か。

(答)

可能です。なお、申請書については、それ自体は有価証券性がないものであり、当該申請書に本人確認書類の写しを添付して、市町村に申請することにより初めて支給決定に結びつくものであるため、その送付に関しては、必ずしも記録扱いで発送する必要はなく、市町村で一般的に住民あてに送付している、例えば選挙における投票所入場券などの郵便物を参考に、予算の効率化を十分にご検討の上、判断をいただくようお願いします。

問 12 市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金の交付決定までの手続如何。

(答)

市町村分の子育て応援特別手当事務取扱交付金については、多くの市町村において明許繰越を行うことが想定されており、おおむね次のとおりの手続となります。

① 市町村から厚生労働省への交付申請書の提出（都道府県経由）

※ 現在、調整中ですが、補助金適正化法に基づき事務の委任を受けない都道府県下の市町村においては、厚生労働省に対し、直接申請を行うこととなります。

② 厚生労働省において交付決定（厚生労働省から都道府県への支出負担行為計画示達。厚生労働省において支出負担行為）

なお、上記の他、都道府県においては、市町村からの交付申請に基づき、財務省財務局へ翌年度にわたる債務負担の承認手続を行うこととなります。（詳細については後日通知する予定）。

問 13 子育て応援特別手当事務取扱交付金について概算払できるのか。

(答)

交付決定額の範囲内において、市町村が平成 20 年度内に支払義務が発生すると見込まれる申請額に基づき、概算払する予定です。

問 14 事業終了が平成 21 年度となることから会計手続きとして繰越明許をとることになるのか。

(答)

ご指摘のとおりです。そのため、市町村においては平成 20 年度において繰越明許費を設定する必要があります。

問 15 都道府県の事務費は繰越が可能か（人件費は繰越できないのではないか）

(答)

可能です（繰越することができる経費について、特に限定されたものではありません）。

平成21年2月20日現在

子育て応援特別手当Q & A (VER.4)

目 次

- 問1 外国人登録の場合、被扶養者・扶養人数をどのように把握すればよいですか。
- 問2 外国人については、児童及び支給対象者の在留資格及び在留期限の確認を行うのですか。また、確認を行う際の添付書類は何ですか。
- 問3 外国人の親と日本国籍の子がいる場合、住民基本台帳上は子が世帯主となりますが、支給対象者は子になりますか。
- 問4 外国籍の父と日本国籍の母子といった世帯は、父と母子で世帯が別れている可能性があります。その場合は父母どちらに支給するのですか。
- 問5 同一住所だが、父親と母親がそれぞれ世帯主で、それぞれ支給要件を満たす場合は、両者が手当を受け取れますか。
(例) ①世帯主＝日本人父、日本国籍の子2人 ②世帯主＝外国人母、外国籍の子2人
- 問6 児童が世帯主ということもありうるが、この場合の申請者は児童でよいですか。
(例) 父：日本国籍、母：外国籍、児童二人：日本国籍で、父母が離婚し、母が児童を引き取った場合

問1 外国人登録の場合、被扶養者・扶養人数をどのように把握すればよいですか。

(答)

外国人に対する子育て応援特別手当の支給に係る原則は以下のとおりです。

- ① 外国人が含まれる世帯であっても、住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が可能である場合は、当該情報に基づき支給する。
- ② 世帯に住民基本台帳上の世帯主がいる場合には、当該世帯主に対して支給する。
- ③ 住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が困難な場合は、外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認でき、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は支給する。
- ④ 外国人登録証明書の世帯主の標記により同一世帯主に属していることが確認できない場合であっても、医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合は、同一の世帯とみなし、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は支給する。

問2 外国人については、児童及び支給対象者の在留資格及び在留期限の確認を行うのですか。また、確認を行う際の添付書類は何ですか。

(答)

外国人については、世帯主、第1子及び第2子以降の子全ての外国人登録証明書の写しを添付して申請していただくこととしております。

問3 外国人の親と日本国籍の子がいる場合、住民基本台帳上は子が世帯主となりますが、支給対象者は子になりますか。

(答)

ご指摘のような場合は、住民基本台帳上の世帯主である子が支給対象者となりますが、外国人登録原票において同一世帯であることが確認できる場合、医療保険被保険者証で扶養関係を確認すること等により、外国人の親が代理申請できる方向で検討しています。

問4 外国籍の父と日本国籍の母子といった世帯は、父と母子で世帯が別れている可能性があります。その場合は父母どちらに支給するのですか。

(答)

住民基本台帳により把握が可能である日本人の母に支給することとなります。

問5 同一住所だが、父親と母親がそれぞれ世帯主で、それぞれ支給要件を満たす場合は、両者が手当を受け取れますか。

(例) ①世帯主=日本人父、日本国籍の子2人 ②世帯主=外国人母、外国籍の子2人

(答)

ご指摘のとおりです。

問6 児童が世帯主ということもありうるが、この場合の申請者は児童でよいですか。

(例) 父：日本国籍、母：外国籍、児童二人：日本国籍で、父母が離婚し、母が児童を引き取った場合

(答)

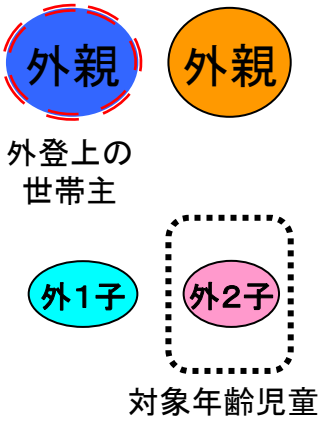
ご指摘のような場合は、住民基本台帳上の世帯主である子が支給対象者となりますが、外国人登録原票において同一世帯であることが確認できる場合、医療保険被保険者証で扶養関係を確認すること等により、外国人の親が代理申請できる方向で検討しています。

外国人に係る支給について

【外国人への支給に係る原則】

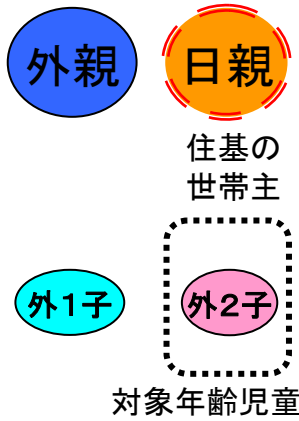
- ① 外国人が含まれる世帯であっても、住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が可能である場合は、当該情報に基づき支給する。
- ② 世帯に住民基本台帳上の世帯主がいる場合には、当該世帯主に対して支給する。
- ③ 住民基本台帳に基づく情報のみに基づいて支給要件の判断が困難な場合は、外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認でき、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は、子育て応援特別手当を支給する。
- ④ 外国人登録証明書の世帯主の表記により同一世帯主に属していることが確認できない場合であっても、医療保険等の同一の被保険者の被扶養者となっている場合は、同一の世帯とみなし、当該情報に基づく世帯において支給要件を満たしている場合は、子育て応援特別手当を支給する。

ケースA



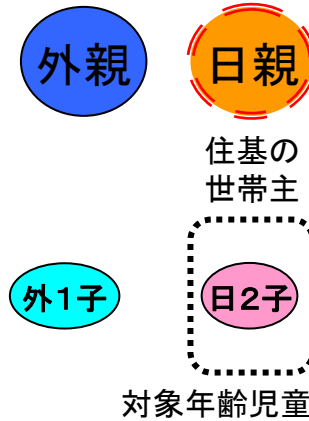
- ① 外登証により外親が外国人登録上の世帯主であることを確認。
- ② 外親、外1、外2の外登証を添付させ、外1子及び外2子の世帯主が外親となっているか確認。

ケースB



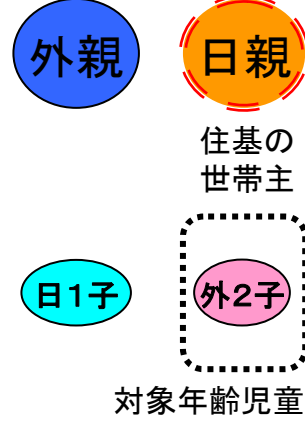
- ① 外登証により外親が外国人登録上の世帯主であることを確認。
- ② 外親、外1、外2の外登証を添付させ、外1子及び外2子の世帯主が外親となっているか確認。

ケースC



- ① 日本人の親が、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていること、及び子の外登証を添付して、申請。
- ② 日親と日2子が同一の世帯であることを住基で確認

ケースD



- ① 日本人の親が、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていること、及び子の外登証を添付して、申請。
- ② 日親と外2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースE



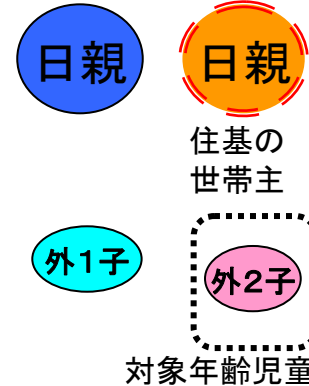
- ① 外親、外1の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 外親と日2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースF



- ① 外親の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 外親と日2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

ケースG



- ① 外1、外2の外登証を添付させるとともに、医療保険被保険者証の写し等を添付し、同一の者に扶養されていることを証明のうえ、申請。
- ② 日親と外2子が同一の世帯であることは、住基情報と外登証の住所で確認

が支給対象者

※代理申請を認める方向で検討中